様式第１号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（宛先）太田市長

空き家バンク登録（更新）申請書

　太田市空き家バンク実施要綱（以下「要綱」といいます。）に定める制度の趣旨等を理解し、次の事項に同意した上で、要綱第４条第１項（要綱第５条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、空き家バンクへの登録（更新）を申請します。

　なお、登録内容は、空き家バンク登録カード（様式第２号）に記載のとおりです。

【同意事項】

１　登録された物件に関する情報について、市ホームページ等で広く一般に公表すること。

２　空き家の売却又は賃貸の交渉の媒介を、要綱の規定に基づき市が協定を締結した一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会太田支部又は公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部の会員である宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に依頼すること。

３　市が、申請者及び空き家の情報を、２の協会及び宅地建物取引業者に提供すること。

４　市又は宅地建物取引業者が現地を調査すること。

５　媒介に係る報酬について、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第４６条第１項の規定に基づく額の範囲で媒介業者に支払うこと。

６　利用希望者との交渉及び契約には、誠意を持って臨み、疑義、紛争等については、当事者間で解決に当たること。

|  |  |
| --- | --- |
| 申込者氏名 | ㊞ |
| 申込者住所 | 〒 |
| 連絡先 |  |
| 物件所在地 | 太田市 |

※　市では、この申込みにより登録された個人情報は、太田市個人情報保護条例（平成１７年太田市条例第１１号）の規定に基づき、本事業の目的以外には使用しません。

※　市では、情報の提供、必要な連絡調整等は行いますが、空き家に関する交渉及び売買、賃貸等の契約については、一切これに関与しません。

※　申込者氏名の欄に氏名を自署した場合は、押印は不要です。